



山形県公報

平成30年10月2日（火）
第2983号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…959
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同
- 同……………（同）…960
- 同……………（同）…同
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課）…同
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…961
- 同……………（同）…同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…同

## 告 示

### 山形県告示第717号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                       | 事業所の名称及び所在地                                | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日     |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------|-----|-----------|
| ユニオンソーシャルシステム株式会社<br>新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3階 | 就労継続支援（A型）事業所 ピース 本町<br>新庄市本町7番31号ユニオン本町ビル | 就労継続支援（A型）  | 28名 | 平成30.10.1 |

### 山形県告示第718号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
酒田市、東田川郡庄内町及び最上郡戸沢村
- 2 公共測量を実施する期間  
平成30年9月18日から平成31年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（数値地形図作成、レベル2,500）

**山形県告示第719号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東田川郡庄内町
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成30年9月18日から平成31年3月11日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第720号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市
  - 2 公共測量を実施する期間  
平成30年11月1日から平成31年3月31日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（山形市地盤沈下調査水準測量）
- 

**山形県告示第721号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
鶴岡都市計画用途地域
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
- 

**山形県告示第722号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
鶴岡都市計画特別用途地区
  - 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課
-

**山形県告示第723号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類  
鶴岡都市計画高度地区
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

**山形県告示第724号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 鶴岡都市計画下水道
  - (2) 名 称 鶴岡都市計画下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

---

**公 告**

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年10月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地                       | 規格                                                   | 公募戸数 | 区分  | 家賃              |                            |                            |                            | 摘要     |                            |                            |     |
|-------------|---------------------------|------------------------------------------------------|------|-----|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|-----|
|             |                           |                                                      |      |     | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |     |
| 県営小出アパート1号  | 長井市台町3-1                  | 住宅形式<br>3DK<br>1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>55.7<br>平方メートル | 1    | 一般用 | 13,500          | 15,600                     | 17,900                     | 20,100                     | 23,000 | 26,600                     | 3月分の家賃に相当する額               | 单身可 |
| 同 2号        | 同 3-2                     | 同                                                    | 2    | 同   | 13,500          | 15,600                     | 17,900                     | 20,100                     | 23,000 | 26,600                     |                            |     |
| 同 屋城町アパート   | 同 屋城町4-3                  | 同                                                    | 1    | 同   | 14,300          | 16,500                     | 18,900                     | 21,300                     | 24,400 | 28,100                     |                            |     |
| 同 小国アパート1号  | 西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3-9        | 2LDK<br>3DK                                          | 4    | 同   | 13,100          | 15,100                     | 17,300                     | 19,500                     | 22,300 | 25,800                     |                            | 单身可 |
| 同 2号        | 同                         | 同                                                    | 2    | 同   | 13,100          | 15,100                     | 17,300                     | 19,500                     | 22,300 | 25,800                     |                            |     |
| 同 白鷹アパート    | 同 3-8<br>同 白鷹町大字荒砥乙1482-1 | 同                                                    | 3    | 同   | 14,100          | 16,300                     | 18,600                     | 21,000                     | 24,000 | 27,700                     |                            | 单身可 |
| 同           | 同                         | 同                                                    | 1    | 同   | 12,600          | 14,600                     | 16,700                     | 18,800                     | 21,500 | 24,800                     |                            | 单身可 |
| 同 あらとアパート1号 | 同 725-1                   | 同                                                    | 1    | 同   | 24,000          | 27,700                     | 31,700                     | 35,700                     | 40,800 | 47,100                     |                            |     |
| 同 2号        | 同                         | 同                                                    | 1    | 同   | 25,400          | 29,300                     | 33,500                     | 37,800                     | 43,200 | 49,900                     |                            |     |
| 同           | 同                         | 同                                                    | 1    | 同   | 25,400          | 29,300                     | 33,500                     | 37,800                     | 43,200 | 49,900                     |                            | 单身可 |
| 同 飯豊アパート    | 同 飯豊町大字萩生3893-3           | 同                                                    | 1    | 同   | 14,900          | 17,200                     | 19,700                     | 22,200                     | 25,300 | 29,300                     |                            |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年10月9日から同月15日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後5時まで

ただし、郵送の場合は、平成30年10月15日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 平成30年12月上旬